平成２４年（フ）第５０号
千葉市稲毛区稲毛３丁目８番46―205号
債務者　鈴木　智一
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
千葉市中央区仁戸名町519番地８小川荘101号
債務者　小林　　章
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５４号
千葉市中央区仁戸名町519番地８小川荘101号
債務者　小林　伸子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６８号
千葉県市川市田尻３丁目11番３号　早川コーポ第一201号
債務者　星野　一夫
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７１号
千葉県習志野市秋津２丁目６番６―402号
債務者　荒井　慶子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７８号
千葉県船橋市二和西１丁目４番１号　アリュージュ船橋ガーデンテラス107号
債務者　宍戸マリ子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８３号
千葉市中央区仁戸名町483番地の２　県住２棟102号
債務者　柴田　美佳
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９６号
千葉県船橋市前原西７丁目５番３―305号
債務者　上原　洋介
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１号
長野県上田市緑が丘３丁目５番23号　沢マンション103号
債務者　岩城智恵子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第８号
長野県上田市上田1664番地２　中央東マンション402号
債務者　土屋　祐加
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１号
滋賀県栗東市手原２丁目２番１―212号
債務者　言風堂こと　濱田　憲徳
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５５号
滋賀県栗東市高野805番地
債務者　東　　和生
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
兵庫県伊丹市荻野６丁目41番地　ハイツ荻野105号
債務者　林　　友子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５３７号
兵庫県姫路市網干区津市場731番地１　県住３棟505号室、従前の住所兵庫県姫路市網干区津市場487番地　ホワイトハウスＴ203号
債務者　永森加奈子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７５３号
兵庫県加古川市野口町水足221番地の30　野口団地１―102号
債務者　今岡　美香
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６４号
兵庫県姫路市豊富町豊富3682番地
債務者　橋元　孝幸
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６６号
兵庫県神崎郡福崎町南田原771番地１、従前の住所兵庫県姫路市大塩町171番地５
債務者　阪村　美鈴（旧姓大嶋）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部